

## 中部学院大学大学院学則

### 第1章 総 則

#### (目 的)

第1条 本大学院は、教育基本法及び学校教育法に基づき、キリスト教を教育の基盤として学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて文化の進展と人類の福祉に寄与することを目的とする。

#### (名称及び所在地)

第2条 本大学院は、中部学院大学大学院と称する。

2 本大学院の所在地は、岐阜県関市桐ヶ丘二丁目1番地とする。

#### (自己評価等)

第3条 本大学院は、その教育研究水準の向上を図り、本大学院の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 前項の点検、評価に関する規程は、別に定める。

#### (教育内容等の改善のための組織的研修等)

第3条の2 本大学院は、授業及び研究指導の内容並びに方法の改善を図るため組織的な研修及び研究の実施に努めるものとする。

2 前項に関する規程は、別に定める。

#### (大学院)

第4条 本大学院に、修士課程及び博士課程(後期)(以下「博士課程」という。)を置く。

#### (課程の目的)

第5条 修士課程は、学部教育の基礎の上に広い視野に立って、精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は、高度の専門性を要する職業等に必要な高度の専門的な研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

2 博士課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

#### (研究科及び専攻)

第6条 本大学院に、次の研究科及び専攻を置く。各研究科及び専攻の教育研究上の目的については、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)人間福祉学研究科 人間福祉学専攻 修士課程

社会福祉学及びその関係領域に関する高度な専門知識と見識、その技術を養うとともに、社会福祉及び関係領域の専門職業人の養成並びに教育研究者の養成を行うことを目的とする。

(2)人間福祉学研究科 人間福祉学専攻 博士課程(後期)

社会福祉学及び関係領域の修士課程あるいは、博士課程(前期)等で養った研究能力を基礎として、専門的な研究指導のもと、さらに学識と見識を深め、社会福祉学及び関係領域の高度な専門職業人の養成並びに教育研究者の養成を行うことを目的とする。

#### (収容定員)

第7条 本大学院研究科の収容定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	課程	入学定員	収容定員
人間福祉学研究所	人間福祉学	修士課程	5名	10名
		博士課程	3名	9名

(修業年限及び在学年限)

第8条 本大学院の標準修業年限は、修士課程にあつては2年とし、博士課程にあつては、3年とする。ただし、修士課程にあつては4年、博士課程にあつては、6年を越えて在学することはできない。

第2章 学年、学期、授業日数及び休業日  
(学年)

第9条 本大学院の学年、学期、授業日数及び休業日は、本大学学則第6条から第9条までの規定を準用する。ただし、10月に入学した者の学年は10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。

第3章 教育課程及び履修方法等  
(授業及び学位論文)

第10条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)によって行うものとする。

2 研究科の授業科目は、専門科目及び特別研究指導科目に分ける。

(授業及び研究指導)

第10条の2 本大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(授業科目及び単位)

第11条 授業科目及び単位数は、別表第1のとおりとする。

2 特別の必要がある場合は、臨時に授業科目を増設することができる。

3 授業科目の単位の計算方法は、本大学学則第15条の規定を準用する。

4 前項の規定にかかわらず、特別研究指導ⅠA、特別研究指導ⅠB、特別研究指導ⅡA、特別研究指導ⅡB、人間福祉学特殊研究ⅠA、人間福祉学特殊研究ⅠB、人間福祉学特殊研究ⅡA、人間福祉学特殊研究ⅡB、人間福祉学特殊研究ⅢA及び人間福祉学特殊研究ⅢBの授業については、これらに必要な学修等を考慮して、単位を定めることができる。

(履修登録)

第12条 学生は、履修しようとする授業科目を毎学年初めの所定の期日までに登録しなければならない。

(履修方法)

第13条 履修方法は、別に定める。

第4章 試験、修了及び学位  
(単位の授与)

第14条 授業科目を履修し、その試験に合格した者又は研究報告等により学習を評価した者には、所定の単位を与える。

2 前項の規定は、学生が外国の大学院に留学する場合に準用する。

(試験)

第15条 授業科目の試験は、所定の授業科目を履修した者に対し、研究科会議が定める方法により、適当と認められる時期に行う。

2 やむを得ない理由で、前項に定める試験を受けることができなかった者は、研究科会議の承認を得て追試験を受けることができる。

3 試験の評価はS、A、B、C及びDとし、S、A、B及びCを合格とする。

(他の大学院における授業科目の履修)

第16条 教育上有益と認めるときは、他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を10単位を超えない範囲内で本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の場合において教育上有益と認めるときは、他の大学院の授業科目を指定して学生に当該大学院の授業科目を履修させることができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第17条 教育上有益と認めるときは、本大学院に入学した学生が本大学院に入学する前に大学院において学修及び修得した単位を、本大学院に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、本大学院において修得した単位以外のものについては第16条第1項及び第2項により本大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて10単位を越えないものとする。

(修士課程の修了要件)

第18条 修士課程の修了の要件は、本大学院に2年以上在学し、別表第2で定める修了に必要な最低修得単位数を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、課程の目的に応じ、修士学位申請論文又は特定の課題についての研究の成果を提出しその審査及び最終試験に合格することとする。

2 前項の規定にかかわらず特に優れた研究業績を上げた者の在学期間は、本大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

(博士課程の修了要件)

第18条の2 博士課程の修了の要件は、本大学院に3年以上在学し、別表第2で定める修了に必要な最低修得単位数を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、博士学位申請論文を提出しその審査及び最終試験に合格することとする。

2 前項の規定にかかわらず特に優れた研究業績を上げた者の在学期間は、博士課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

(課程修了の認定)

第19条 課程修了の認定は、研究科会議の議を経て、学長が行う。

(学位)

第20条 本大学院の課程を修了した者は、本学学位規則に基づき次の学位を授与する。

研究科	専攻	課程	学位の称号
人間福祉学研究科	人間福祉学専攻	修士課程	修士(人間福祉学)
		博士課程	博士(人間福祉学)

#### 第4章の2 長期履修学生

(長期履修学生)

第20条の2 本大学院修士課程に入学を志願する者であって、第8条に定める標準修業年限をこえて一定の期間にわたり計画的に授業科目を履修し、修了すること希望する場合は、選考のうえ、長期履修学生として入学を許可する。

2 長期履修学生に関する必要な事項は、別に定める。

#### 第5章 入学、転入学及び再入学

(入学時期)

第21条 入学の時期は、毎年4月とする。ただし、教育上支障がない場合において学長が10月に入学を認めることがある。

(入学資格)

第22条 修士課程に入学を志望することのできる者は、次の各号の一に該当するものでなければならない。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 大学に3年以上在学し、又は、外国において学校教育における15年の課程を修了し、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと本大学院が認めた者
- (6) 本大学院において個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で22歳に達した者
- (7) その他本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

2 博士課程に入学を志望することのできる者は、次の各号の一に該当するものでなければならない。

- (1) 修士の学位を有する者
- (2) 外国において修士の学位に相当する学位を授与された者
- (3) 文部科学大臣の指定した者
- (4) 本大学院において個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で24歳に達した者
- (5) その他本大学院において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

(入学の出願)

第23条 本大学院への入学を志願する者は、本大学院所定の手続きを行わなければならない。

2 入学に関する手続きは、別に定める

(入学志願者の選考)

第24条 入学志願者の選考は、試験その他の方法により行う。

2 入学者の選考の期日及び方法は、その都度定める。

(入学許可及び入学手続き)

第25条 前条の選考の結果、合格通知を受けた者は、指定の期日までに、所定の入学手続きをしなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(改姓等の届出)

第26条 本人の身分若しくは住所に変更があったときは、直ちに届け出なければならない。

(転入学)

第27条 他の大学院の学生が本大学院に転入学を志願したときは、選考のうえ、入学を許可することができる。

2 前項の定めにより入学を許可された者の、既に履修した授業科目及び単位数並びに在学すべき年数の認定は、研究科会議が行う。

(再入学)

第28条 本大学院を退学した者が、再入学を願い出た場合は、選考のうえ、再入学を許可することができる。

(満期退学)

第28条の2 本大学院博士課程に3年以上在学して、別表第2で定める修了に必要な最低修得単位数を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、退学する者の退学を満期退学という。(以下「満期退学」という。)

2 満期退学した者が、再入学のうえ課程による博士学位申請論文を提出しようとする時は、満期退学前の在学期間と再入学後の在学期間を合わせて6年を超えることはできない。

3 満期退学した者の再入学の時期は4月又は10月とする。

## 第6章 休学、復学、転学、留学、退学等

(休学、復学、転学、留学、退学等)

第29条 休学、復学、転学、留学、退学及び除籍に関する事項は、本大学学則第33条から第39条までの規定を準用する。この場合において、第33条2項条中「、保証人と連署のうえ願い出」とあるのは、「願い出」と、第34条2項中「4年」とあるのは「修士課程にあつては2年、博士課程にあつては3年」と、第35条中「保証人連署のうえ、学長」とあるのは、「学長」とそれぞれ読み替えるものとする。

## 第7章 委託生、研究生、特別聴講生等

(委託生)

第30条 公共団体又は民間企業等から特定の授業科目について修学を委託された者は、選考のうえ、委託生として入学を許可することができる。

(研究生)

第31条 本大学院の課程を修了した者であつて学位を授与された者又は本大学院においてこれらと同等以上の学力を有すると認められた者で、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、選考のうえ、研究生として入学を許可することができる。

(聴講生)

第32条 本大学院において特定の授業科目を聴講することを志願する者がある場合には、選考のうえ、聴講生として入学を許可することができる。

(科目等履修生)

第33条 特定の授業科目について履修を希望する者があるときは、選考のうえ、科目等履修生としてこれを許可することができる。

2 科目等履修生は、その履修した科目について試験を受けることができる。試験に合格した者は授業科目の所定の単位を与える。

(外国人留学生)

第34条 第2条第3号の入学資格を有する外国籍の者で、本邦所在の外国公館の証明がある者は選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することがある。

(委託生等に関する規程)

第35条 委託生、研究生、聴講生、科目等履修生及び外国人留学生に関する規程は、別に定める。

## 第8章 入学検定料及び授業料その他の学納金

(学納金等)

第36条 入学検定料及び授業料その他の学納金は、別表第3のとおりとする。

2 前項の学納金のほか、資格取得のための履修料及び演習費等を別に徴収することがある。

3 授業料その他所定の学納金は、前期と後期の2期に分け、4月及び10月に納入するものとする。

(休学、復学等の場合の学納金)

第37条 休学、復学等の場合の学納金に関しては、本大学学則第47条から第50条までの規定を準用する。

(委託生等の学納金等)

第38条 委託生、研究生、聴講生及び科目等履修生の出願料及び授業料その他の学納金については、別表第4のとおりとする。

2 外国人留学生の入学検定料及び授業料その他の学納金は、正規の学生に準ずるものとする。

3 委託生の入学検定料及び授業料その他の学納金は、科目等履修生に準ずるものとする。

(納付した学納金等)

第39条 既に納付した入学検定料(出願料含む。以下同じ。)及び授業料その他の学納金は、事情の如何にかかわらずこれを返還しない。

(学納金等納入に関する取扱い)

第40条 この学則に定めるもののほか、入学検定料及び授業料その他の学納金の納入に関する取扱いについては、別に定める。

(奨学生)

第41条 学業優秀な者及びその他特別の理由がある者に対して、奨学生として認めることができる。

2 奨学生に関する規程は、別に定める。

## 第9章 職員及び研究科会議

(職員)

第42条 本大学院における授業及び研究指導は、本大学の教授、准教授、講師、助教又は学外教員がこれを担当することができる。

(研究科会議)

第43条 本大学院研究科に、研究科会議を置く。

2 研究科会議は、修士課程、博士課程、両課程の研究指導を行う教授、准教授、講師、助教をもって構成する。

3 研究科会議は、研究科長が招集し、その議長となる。

4 研究科長は必要に応じ、研究科会議に、修士課程担当の教授、准教授、講師、

助教又はその他の職員を出席させることができる。

(審議事項)

第44条 研究科会議は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、学長が研究科会議の意見を聴くことが必要であると認めるもの。

2 研究科会議の運営に関する規程は、別に定める。

(その他委員会)

第45条 本大学院に必要な応じてに常設の委員会及び臨時の委員会を置くことができる。

第46条 大学院の事務を処理をするため、職員を置く。

#### 第10章 図書館及び付置研究施設

(図書館等)

第47条 本大学院学生は、その研究目的を達成するために、本大学の図書館及び総合研究センター利用することができる。

(厚生保健施設等の利用)

第48条 本大学院学生は、本大学の厚生施設等を利用することができる。

#### 第11章 賞 罰

(表彰)

第49条 表彰及び懲戒に関する事項は、本大学学則第61条及び第62条の規定を準用する。

#### 第12章 補 則

(補 則)

第50条 この学則の施行に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則 [2001年1月17日理事会議決]

この学則は、2001年1月17日より施行する。

附 則 [2002年3月28日理事会議決]

この学則は、2002年4月1日より施行する。

附 則 [2003年1月21日理事会議決]

この学則は、2003年1月21日より施行する。

附 則 [2003年3月18日理事会議決]

この学則は、2003年4月1日より施行する。

附 則 [2004年3月17日理事会議決]

この学則は、2004年3月17日より施行し、2004年度入学生より適用する。

附 則 [2004年9月22日理事会議決]

この学則は、2004年9月22日から施行する。

附 則 [2004年12月20日理事会議決]

この学則は、2004年12月20日から施行する。

附 則 [2005年3月17日理事会議決]

この学則は、2005年4月1日から施行する。

附 則 [2006年3月15日理事会議決]

この学則は、2006年4月1日から施行する。

附 則 [2006年9月26日理事会議決]

この学則は、2007年4月1日から施行する。

附 則 [2007年3月19日理事会議決]

この学則は、2007年4月1日から施行する。

附 則 [2008年3月19日理事会議決]

この学則は、2008年4月1日から施行する。

附 則 [2009年12月16日理事会議決]

この学則は、2010年4月1日から施行し、第10条の2の規定は2003年度入学生より適用する。

附 則 [2010年3月15日理事会議決]

この学則は、2010年4月1日から施行する。

附 則 [2010年9月30日理事会議決]

この学則は、2010年9月30日から施行し、2011年度受験生から適用する。

附 則 [2010年12月15日理事会議決]

この学則は、2011年4月1日から施行し、改正後の第28条の2の規定は2003年度入学生より適用する。

附 則 [2012年3月12日理事会議決]

この学則は、2012年4月1日から施行する。

附 則 [2013年3月11日理事会議決]

- 1 この学則は、2013年4月1日から施行する。
- 2 中部学院大学学位規則（2001年4月1日施行）の一部を次のように改正する。  
第6条、第7条、第8条、第12条、第13条、第14条、第15条、第19条及び第21条中「研究科委員会」を「研究科会議」に改める。
- 3 中部学院大学学位規則細則（2005年4月1日施行）の一部を次のように改正する。  
第5条から第10条までの規定中「研究科委員会」を「研究科会議」に改める。
- 4 中部学院大学大学院研究科会議運営規程（2001年4月1日施行）の一部を次のように改正する。  
題名及び第1条から第8条までの規定中「研究科委員会」を「研究科会議」に改める。
- 5 中部学院大学大学院入学者選抜規程（2001年1月17日施行）の一部を次のように改正する。  
第3条及び第4条中「研究科委員会」を「研究科会議」に改める。
- 6 中部学院大学大学院長期履修学生規程（2004年3月17日施行）の一部を次のように改正する。  
第3条及び第6条中「研究科委員会」を「研究科会議」に改める。
- 7 中部学院大学大学院科目等履修生規程（2001年4月1日施行）の一部を次のように改正する。  
第6条及び第9条中「研究科委員会」を「研究科会議」に改める。
- 8 中部学院大学大学院聴講生規程（2001年4月1日施行）の一部を次のように改



正する。

第5条中「研究科委員会」を「研究科会議」に改める。

9 中部学院大学大学院研究生規程（2001年4月1日施行）の一部を次のように改正する。

第5条中「研究科委員会」を「研究科会議」に改める。

附 則 [2013年9月25日理事会議決]

この学則は、2014年4月1日から施行する。ただし、第20条、第22条及び第44条を改正する規定は2013年9月25日から施行し、2013年4月1日から適用する。

附 則 [2015年3月16日理事会議決]

この学則は、2015年4月1日から施行する。

附 則 [2015年9月30日理事会議決]

この学則は、2016年4月1日から施行し、2016年度入学生から適用する。

附 則 [2015年3月16日理事会議決]

この学則は、2015年4月1日から施行する。

附 則 [2016年12月13日理事会議決]

この学則は、2017年4月1日から施行する。

附 則 [2017年3月15日理事会議決]

この学則は、2017年4月1日から施行する。

附 則 [2019年3月12日理事会議決]

この学則は、2019年4月1日から施行し、2019年度入学生から適用する。

附 則 [2021年3月17日理事会議決]

この学則は、2021年4月1日から施行する。

附 則 [2022年12月13日理事会議決]

この学則は、2023年4月1日から施行する。ただし、第28条の2第2項を改正する規定は、2022年12月13日から施行し、2014年度入学生から適用する。

## 別表第 1

## (1) 人間福祉学研究科(修士課程)授業科目

科目群	授 業 科 目	単位数		備考
		必修	選択	
専 門 科 目	人間福祉学総合研究	2		
	人間福祉学研究ⅠA	2		
	人間福祉学研究ⅠB	2		
	人間福祉学研究ⅡA	2		
	人間福祉学研究ⅡB	2		
	人間福祉学特講ⅠA		2	
	人間福祉学特講ⅠB		2	
	人間福祉学特講ⅠC		2	
	人間福祉学特講ⅠD		2	
	人間福祉学特講ⅠE		2	
	人間福祉学特講ⅠF		2	
	人間福祉学特講ⅠG		2	
	人間福祉学特講ⅠH		2	
	人間福祉学特講ⅡA		2	
	人間福祉学特講ⅡB		2	
	人間福祉学特講ⅡC		2	
	人間福祉学特講ⅡD		2	
	人間福祉学特講ⅡE		2	
	人間福祉学特講ⅡF		2	
	人間福祉学特講ⅡG		2	
人間福祉学特講ⅡH		2		
特 別 研 究 指 導 科 目	特別研究指導ⅠA	2		
	特別研究指導ⅠB	2		
	特別研究指導ⅡA	2		
	特別研究指導ⅡB	2		

(2) 人間福祉学研究科(博士課程)授業科目

授 業 科 目	単位数		備考
	必修	選択	
人間福祉学特殊講義 A	2		講義
人間福祉学特殊講義 B	2		講義
人間福祉学特殊研究 I A	2		演習
人間福祉学特殊研究 I B	2		演習
人間福祉学特殊研究 II A	2		演習
人間福祉学特殊研究 II B	2		演習
人間福祉学特殊研究 III A	2		演習
人間福祉学特殊研究 III B	2		演習

別表第 2 修了に必要な最低修得単位数

研究科・専攻	科目群	卒業要件単位
人間福祉学研究科 人間福祉学専攻 修士課程	専門科目	22 単位以上
	特別研究指導科目	8 単位
	合 計	30 単位以上
人間福祉学研究科 人間福祉学専攻 博士課程	人間福祉学特殊講義 A	2 単位
	人間福祉学特殊講義 B	2 単位
	人間福祉学特殊研究 I A	2 単位
	人間福祉学特殊研究 I B	2 単位
	人間福祉学特殊研究 II A	2 単位
	人間福祉学特殊研究 II B	2 単位

	人間福祉学特殊研究Ⅲ A	2 単位
	人間福祉学特殊研究Ⅲ B	2 単位
	合 計	16 単位必修

別表第 3 学 納 金 等

入 学 検 定 料	30,000 円
入 学 金 (入学時)	200,000 円
授 業 料 (年 額)	500,000 円
施 設 設 備 資 金 (年 額)	100,000 円
教 育 充 実 費 (年 額)	100,000 円

別表第 4 研 究 生、聴 講 生、科 目 等 履 修 生 の 学 納 金 等

研 究 生	出 願 料	10,000 円
	入 学 金	15,000 円
	研 究 料 (年)	36,000 円
聴 講 生	出 願 料	10,000 円
	入 学 金	15,000 円
	聴 講 料 (1 単位)	(講義) 5,000 円
科 目 等 履 修 生	出 願 料	10,000 円
	入 学 金	20,000 円
	科 目 等 履 修 料 (1 単位)	(講義) 10,000 円
	演 習 費 (1 単位)	15,000 円